

戸田市消防署東部分署 建て替え基本計画

令和4年11月
戸田市

目次

1. 基本計画策定の主旨	
基本計画策定の目的、東部分署の現状と課題	1
整備の経緯・経過	2
建て替え準備委員会の検討経過	2
整備の基本方針	3
2. 整備機能・規模の検討	
建設地の立地特性（周辺地域・交通環境）、敷地概要	4
機能提供に必要な建物、規模、必要諸室の検討	6
建築計画	8
構造計画	11
設備計画	12
3. 建物・施設配置	
配置案比較・検討	13
配置計画・工事ステップ	14
平面ゾーニング計画（イメージ）	16
4. 財源計画、事業スケジュールの検討	
補助金等及び事業スケジュール	18
添付資料	19

基本計画策定の目的、東部分署の現状と課題

■基本計画策定の目的

東部分署は昭和 48 年に建築され、建築から約 50 年経過し老朽化が進むとともに消防需要に対応するため、車両・設備等を増やし狭隘化が著しい状況となっています。また、昨今の異常気象等による災害対応、行政機能の重要性や、人口減少社会における公共施設の最適配置等の観点から庁舎としての消防活動拠点機能を強化します。本基本計画では新庁舎に求められる性能や水準、機能、規模・空間構成の方針及び事業計画について、今後の設計や工事を進める上での基本的な考え方を定めるものです。これらの考え方を踏まえた上で、今後の基本・実施設計においてより詳細な検討を進めていくこととなります。

■現状と課題

庁舎の老朽化・狭隘化	消防力の強化
<p>老朽化が進み各所で劣化が見受けられます。また、近年の消防需要に対応するため狭隘化も著しい状況です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 【庁舎正面】 【車庫内天井】 </div>	<p>敷地は集合住宅に挟まれ訓練中の声や車両の騒音等は周辺に配慮する必要があります。また、屋内トレーニング室は十分な広さを確保出来ていません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 【現状の周辺状況】 【トレーニング室】 </div>
安心の 119 番受信体制の整備	緊急体制の維持
<p>現在、本署には非常用電源設備が設置されていますが、近年の激甚化する水害に対応するため電源設備の強靱化や指令センターは導入から 11 年が経過する令和 7 年度末を目途に更新が必要です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 【非常用電源設備】 本署設置 【指令センター】 </div>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により、救急体制の維持はこれまで以上に重要となります。仮眠室の個室化等施設内の各種感染症対策の強化が課題となります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> 仮眠室の個室化 室外 室内 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> 【施設内感染症対策イメージ】 </div>

整備の経緯・経過

■整備の経緯

戸田消防としては、以前から抱えている課題である「庁舎の老朽化・狭隘化」・「消防力の強化」に加え、新たに抱える課題である「安心の119番受信体制の整備」・「緊急体制の維持」を含めた課題について総合的に解決を図るためには、個々に投資をして改修等を行うことは、コスト面や将来的な施設管理面からも最適ではなく、最良の方法として東部分署を建て替え、同時に指令センター機能を移設することが最良であるとの結論に至りました。

なお、新たな計画地の取得は困難であることから、本計画では既存敷地の中で現在の東部分署の業務を継続しながら建て替えの検討を行うこととし、必要な調査及び検討を行うため、東部分署建て替え準備委員会を設置しました。

■建て替え準備委員会の検討経過

回数	検討内容
第1回 (R4.5.27)	・建て替え準備委員会の方針の決定
第2回 (R4.6.22)	・東部分署の建て替えに対する課題・要望の検討 ・準備委員会の視察について検討
第3回 (R4.7.26・7.28)	・さいたま市中央消防署及び見沼消防署視察 (R4.7.26) ・川口市（仮称）東消防署視察 (R4.7.28)
第4回 (R4.8.30)	・必要諸室の確認 ・平面計画案及び工事ステップ案の確認
第5回 (R4.9.30)	・建物配置の検討 ・平面計画の検討
第6回 (R4.10.28)	・平面ゾーニング計画の検討

整備の基本方針

■消防活動拠点としての庁舎

- ・災害等有事の際に備え、建築物の耐震改修の促進に関する法律や国の官庁施設の総合耐震計画基準に基づきながら、大地震動に対して新庁舎が持つべき耐震安全性の確保を図ります。今後の基本設計を踏まえ最適な構造選定を検討していきます。
- ・災害時に庁舎機能及び通信指令センター機能を維持し、災害対応機能を十分に発揮できるよう、非常時でも電力、水等のライフラインの適切な確保が行え、自立できる計画とします。
- ・庁舎のバックアップ電源、熱源は、「庁舎の機能維持」「災害対策活動に必要な負荷」等負荷のグループ分け、優先度を整理し、各々の負荷設定を行います。消防活動拠点として確実に機能する負荷設定と過剰なバックアップ設備への投資の抑制を協議により進めます。

■業務効率の良い庁舎

- ・各課や職員間のコミュニケーションが図りやすい効率的、効果的な執務空間とするよう関連した部署をフロアごとに配置します。
- ・執務室は適切な規模の空間とし、活用効率の良い配置にします。
- ・個人情報や行政情報の保護、防犯対策等の空間的・動線的に十分なセキュリティ対策を講じます。
- ・消防力を強化するための訓練設備を検討します。
- ・各種感染症対策を講ずるための設備を検討します。

■市民に親しまれる庁舎

- ・外観は地域の街並みに調和し、北・南側の集合住宅に配慮した庁舎とします。
- ・来庁者にわかりやすい動線計画や、ユニバーサルデザインの採用により、親しまれる庁舎とします。
- ・市民向け講習会を実施できる設備を検討します。

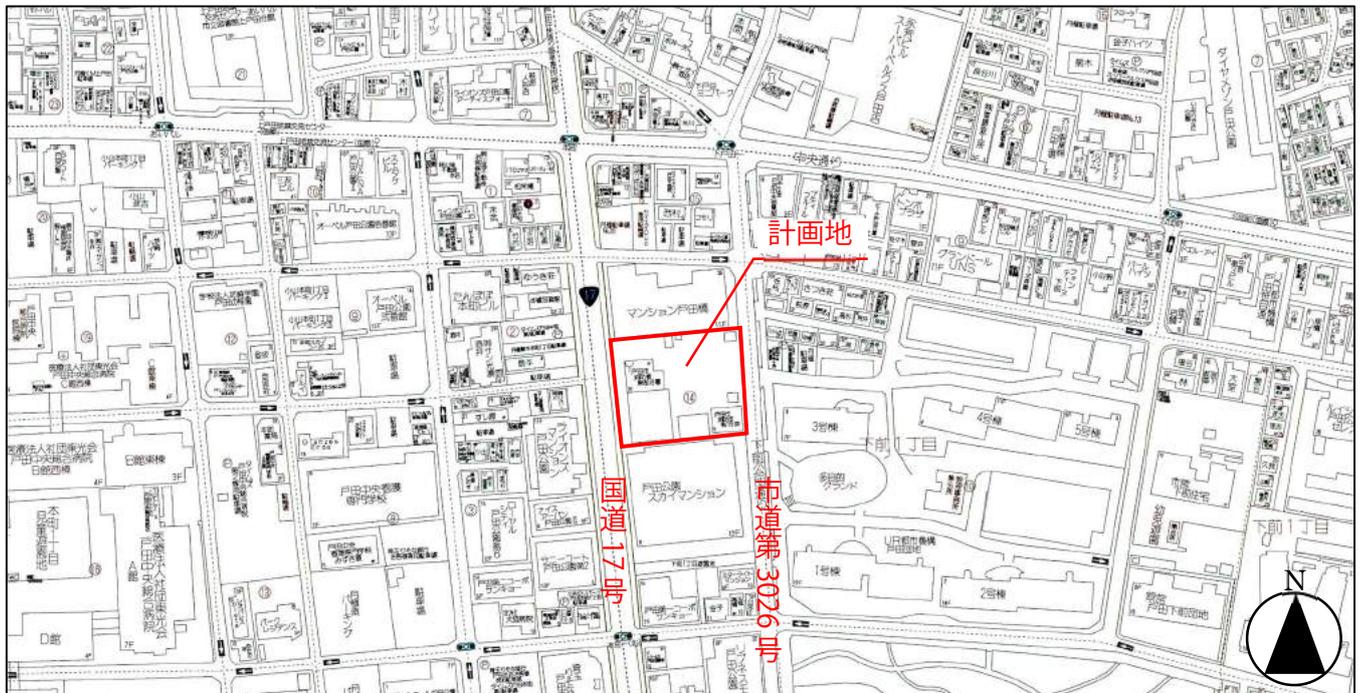
■環境にやさしく経済性に優れた庁舎

- ・断熱、日射遮蔽、自然通風利用、昼光利用といった建築的な手法を最大限に活用しつつ、建築設備を効率化することで、省エネルギー化を図ります。
- ・LED照明・太陽光発電設備・人感センサーによる点灯システム・調光システム等の採用を検討し、消費電力の縮減を図ります。
- ・内装材として利用する仕上材は木材やエコマテリアル（環境負荷の少ない素材）の使用を検討します。
- ・空調設備はランニングコストの軽減、快適な執務環境に配慮し、高効率空調機を採用した全体空調と個別空調の最適なバランスを検討していきます。
- ・換気設備は全熱交換機の全面採用や中間期には、積極的な自然換気が確保できる計画とします。
- ・給排水設備は節水型衛生機器の採用や雨水再利用等を検討し、災害時の利用にも配慮できる水使用量の縮減に努めた計画を行います。

建設地の立地特性（周辺地域・交通環境）、敷地概要

■立地特性

西側は国道、東側は市道に面しており北と南は集合住宅に挟まれた立地となっています。出勤時の動線は西側の国道がメインアプローチとなります。特に北と南の集合住宅側に対しては訓練中の声や訓練車両の騒音、プライバシー等への配慮が必要となります。



■敷地内及び周辺状況



建設地の立地特性（周辺地域・交通環境）、敷地概要

■敷地内及び周辺状況

		
国道 17 号（北方面）	国道 17 号（南方面）	市道第 3026 号（北方面）
		
市道第 3026 号（南方面）	北側隣地	南側隣地

■敷地概要

項目		内容			
1)所在		埼玉県戸田市下前 1 丁目 14 番 20 号			
2)敷地面積		2,747.03 m ²			
3)接道状況		東		西	
		市道第 3026 号		国道 17 号	
4)地域地区	都市計画区域	区域内			
	市街化区域等	市街化区域			
	用途地域	商業地域			
	防火地域	準防火地域			
5)建蔽率		80%			
6)容積率		400%			
7)高さ規制	斜線制限	北 隣地	東 道路	南 隣地	西 道路
	高さ制限	第 4 種高度地区 (45m)			
8)日影制限		なし (東側は第一種中高層住居専用地域: 4-2.5h/4)			

機能提供に必要な建物、規模、必要諸室の検討

■計画諸元表

現在の課題や将来の需要を考慮して必要機能について整理を行い、規模・面積を算定しました。新庁舎の機能向上等を総合的に反映した結果として全体床面積は 2,600 m²程度を想定しています。今後、次の段階である基本設計時に、より詳細な各諸室の必要面積の検証と精査を行い適正な規模の必要面積を確保します。

棟	階	室名	所要面積 (m ²)			定員等		要求仕様
			1室当り	室数	小計	1室当り	小計	
庁舎棟	-	共通	-	-	-	-	-	5階建 延床面積2,600m ² 構造体I類、建築非構造部材A類、建築設備 甲類 警防担当：8名×3課=24名 (1) 救急担当：6名×3課=18名 (1) 通信指令担当：6名×3課=18名 (1) ※3交代制勤務、()内は女性人員
	1	玄関	47	1	47	-	-	
	1	車庫	338	1	338	-	-	・水槽付きポンプ自動車 ・水槽付きポンプ自動車 ・はしご付き(15m)自動車 ・資機材搬送車 ・高規格救急自動車 ・高規格救急自動車 ・水上バイク ・被けん引車
	1	出動準備室 (新規)	93	1	93	-	-	車庫に隣接した配置 防火衣ロッカーを設置
	1	シャワー室(男)	11	3	11	1	3	車庫に隣接した配置 救急隊専用(除染) US 800×800 3台
	1	シャワー室(女)	7	1	7	1	1	車庫に隣接した配置 救急隊専用(除染) US 800×800 1台
	1	洗浄室兼消毒室 (新規)	28	1	28	-	-	スクープストレッチャー又はバックボードを洗うことが可能なスペース 二槽式の流し台 担架を洗浄可能なオゾン水発生装置
	1	乾燥室 (新規)	6	1	6	-	-	
	1	空気充填室	13	1	13	-	-	
	1	資機材保管庫	20	1	20	-	-	車庫に隣接した配置
	1	薬品庫	7	1	7	-	-	
	1	油庫	6	1	6	-	-	
	1	ポンプ室	6	1	6	-	-	
	1	ゴミ庫	5	1	5	-	-	
	1	だれでもトイレ	5	1	5	-	-	
	2	倉庫	161	1	161	-	-	
	3	執務室	190	1	190	-	-	通常は警防担当8名、救急担当6名が勤務予定 講習会や研修会が可能な広さ WEB会議が可能な設備
	3	会議室 (新規)	126	1	126	-	-	
	3	会議倉庫 (新規)	17	1	17	-	-	
	3	相談室 (新規)	13	1	13	6	6	長机2台で向き合う形 13.5m ² (3m×4.5m) 程度のものを1部屋
	3	書庫	27	1	27	-	-	
	3	倉庫	20	1	20	-	-	
	3	物品庫	6	1	6	-	-	
	3	更衣室(男)	6	1	6	5	5	研修者等の着替えを想定
	3	更衣室(女)	7	1	7	3	3	研修者等の着替えを想定
	3	給湯室	7	1	7	-	-	
3	だれでもトイレ	6	1	6	-	-		

機能提供に必要な建物、規模、必要諸室の検討

■計画諸元表

棟	階	室名	所要面積			定員等		訓練関係
			1室当り	室数	小計	1室当り	小計	
庁舎棟	4	仮眠室(男)	12	14	168	1	14	個室化、更衣室を兼ねる(ロッカー設置)
	4	仮眠室(女)	8	2	16	1	2	個室化、更衣室を兼ねる(ロッカー設置)
	4	リネン室(新規)	10	1	10	—	—	
	4	食堂・休憩室	70	1	70	20	20	休憩室兼食堂として利用
	4	厨房	17	1	17	—	—	
	4	浴場(男)	20	3	20	1	3	UB 1400×1600 1台、US 800×800 2台
	4	洗面・洗濯室(男)	25	1	25	—	—	
	4	浴場(女)	6	1	6	—	—	UB 1400×1600 1台
	4	洗面・洗濯室(女)	7	1	7	—	—	
	4	清掃員控室(新規)	10	1	10	—	—	
	4	倉庫	12	1	12	—	—	
	4	物品庫	10	1	10	—	—	
	5	通信指令室(新規)	114	1	114	6	6	大規模災害時に指令センターを拡張(可動間仕切り)全部更新時に現状システムを稼働できるスペース 指令室(事務所) 11m×9.9≒110㎡ 指令台の免震構造
	5	指令員用仮眠室(男)(新規)	10	6	60	1	6	個室化、更衣室を兼ねる(ロッカー設置)
	5	指令員用仮眠室(女)(新規)	10	1	1	1	1	個室化、更衣室を兼ねる(ロッカー設置)
	5	大会議室(災害対策室)(新規)	117	1	117	—	—	指令システム更新時に指令室と部屋を入れ替える 想定のため通信指令室と基本的に同じ広さにする。
	5	サーバー室(新規)	19	1	19	—	—	
	5	トレーニング室	65	1	65	—	—	
	5	浴場(女)(新規)	4	1	4	—	—	UB 1400×1600 1台
	5	洗面・洗濯室(女)(新規)	4	1	4	—	—	
	5	倉庫	19	1	19	—	—	
	5	給湯室	7	1	7	—	—	
	5	物品庫	6	1	6	—	—	
	各階	廊下・共用部	—	1	—	—	—	
	各階	階段	—	1	—	—	—	
	各階	トイレ	—	1	—	—	—	
	各階	エレベーター(新規)	—	1	—	11	11	本署と同程度：定員11人、積載荷重750kgのエレベーター
屋上	非常用発電機	—	—	—	—	—	現在の本署と同程度	
訓練棟 A棟							既存のまま	
訓練棟 B棟							既存のまま	
自転車置場					20	—	20台程度うち5台分は来客者用	
バイク置場					10	—	10台程度	
消防団詰所							既存のまま	
外構		訓練関係	—	—	—	—	—	・連結送水管設備(屋内) ・2階に三連梯子が架けられる構造(+支点) ・放水壁 ・放水訓練用貯水再利用(防火水槽40t) ・市民向け：避難梯子・避難ハッチ・スローダンの展示体験(屋内)
		防火水槽	—	—	—	—	—	既存(40t)あり。放水訓練用貯水再利用(防火水槽)を別で設置の場合は撤去
		駐車場	—	—	—	6	—	一般用の駐車場5台(内身障者用1台) 連絡車用1台

建築計画

■消防機能の充実

- ・ 広々とした車庫やトレーニング室を整備し、訓練施設を充実させることで消防力の強化を図ります。
- ・ 自家発電設備等の重要設備は屋上に設置することで水害への対策を行う計画とします。
- ・ 出動準備室には出動前に一時集結可能なスペースを設け、打合せが行えるような計画とします。
- ・ 仮眠室は個室化することで各種感染症対策の強化を図ります。
- ・ 女性隊員専用に仮眠室や洗面洗濯室等が区切られたスペースを用意し、働きやすい環境を整備します。
- ・ 休憩室及び食堂は明るく広々とした空間となるような計画とします。
- ・ 内装材に木材を多用することで温かみがあり、環境負荷にも配慮した建物を検討します。

【参考イメージ】

		
広々とした車庫の整備	トレーニング室の整備	訓練施設の充実（放水壁）
		
自家発電設備等の屋上設備	出動準備室	個室化された仮眠室
		
女性隊員用仮眠室・洗面洗濯室	休憩室・食堂	内装の木質化

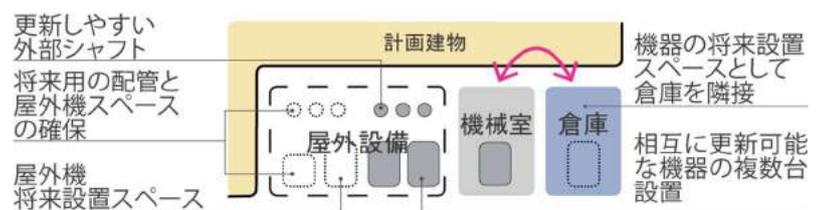
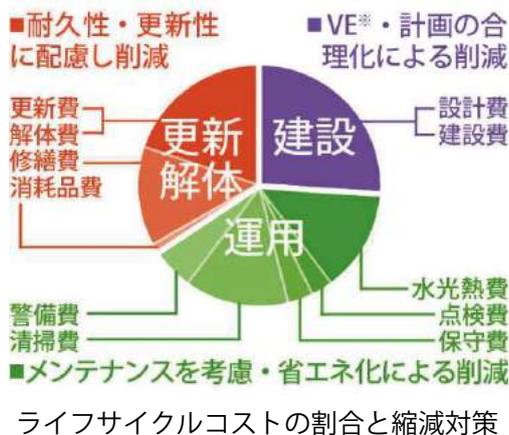
建築計画

■保守点検や維持管理の経済性への配慮

- ・床下ピットや配管配線ルートは、十分な点検スペースを設けると共に、施設を使用しながらでも保守点検しやすい計画とします。
- ・清掃しやすく耐久性の高い材料により、日常の維持管理費を縮減します。
- ・本施設に最適な材料、工法を比較検討するため、機能や特徴のみではなく、維持管理コストを含めた資料を作成し、選択を行います。

■将来の機器変更や更新を効率化する施設計画

- ・建物のライフサイクルコストを考慮し、運用・更新改修時にも配慮した様々な提案からバランスの良いコスト削減を目指します。
- ・間仕切壁を可能な限り設けない見通しのある執務空間を検討し、将来のレイアウト変更が容易な計画とします。
- ・設備の更新は業務を継続したまま行えるよう、専用部に入らずに共用部から改修、更新が行える計画とします。また、あらかじめ更新用スペースを確保し、業務の継続性の確保と、更新費用の圧縮化を図ります。
- ・点検口を適切に設けるなど保守、設備点検、更新等が容易な計画とします。



設備機器の更新改修イメージの例

■市民が利用しやすい庁舎づくり

- ・コンパクトなゾーニングと動線計画にし、セキュリティ管理と市民協働の両立が容易な誰もが利用しやすい庁舎となることを検討します。
- ・床などの色分けや、手続き内容を大きく表示する看板など初めて訪れた来庁者にもわかりやすく安心な施設とします。

建築計画

■バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮

- ・来庁者が建物のどこに位置しているか、自身で直感的に把握することができるよう、窓口エリア、執務エリアを明解にゾーニングし、シンプルな形状の共用廊下によって繋ぐ動線計画とします。
- ・上下階を移動するエレベーターや階段がすぐに認識できるよう視認性に配慮します。

■セキュリティ機能の強化

- ・安全性の観点から明るさ見通しの良さを考慮した空間づくりにより、24時間の出勤、防犯対策を行うことで庁舎の安全性を高めます。
- ・指令室やサーバー室については、災害時にシステムに影響が出ないような場所や設備を採用し、異常が発生した場合でも迅速な対応ができるように配置します

■十分な保管スペースの確保

- ・集密書架など、スペース効率の良い設備を導入します。
- ・文書管理の基準や運用を見直し、保管・保存文書量の削減に努めます。

構造計画

■構造の基本的な考え方

構造計画においては、新庁舎は“安全で使いやすい庁舎”を目指すことから、安全性をはじめ利便性や機能性、耐久性、施工性、経済性などを考慮し、また、建物の特性や地盤条件、法規などの制約条件を満たした「構造計画」とするため、次の基本方針に基づき設計を行うものとします。

新庁舎の耐震安全性

新庁舎は、大地震発生等の非常時において防災拠点として機能を備える必要があることから、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の耐震安全性の分類において、構造体を「Ⅰ類」、建築用非構造部材を「A類」、建築設備を「甲類」とします。

新庁舎の耐用年数

新庁舎の計画耐用年数は65年以上とします。（官庁施設の基本的性能基準より）

地盤状況と建物基礎

新庁舎の基礎は、十分な層厚を持った良質な地盤に支持させる必要があります。地質調査を行い、適切な支持層を決定し、建物規模に応じた基礎形式の検討を行います。

■鉄筋コンクリート造と鉄骨造の比較

構造種別は耐用年数や工期及び建設に伴うイニシャルコストとランニングコストのバランスを総合的に考慮し、鉄筋コンクリート造か鉄骨造のどちらかとして比較検討を行いました。

項目	鉄筋コンクリート造（RC造）	鉄骨造（S造）
特徴	・圧縮に強いコンクリートと引張力に強い鉄筋の組合せによる丈夫で堅い構造躯体	・細い柱でスパンを大きく開けることが可能 ・構造体が軽く靱性に富む
主架構	・耐震壁を含むラーメン架構 ・標準スパン <u>10m以下</u> ・ロングスパン梁にはプレキャスト梁で対応	・大スパン構造の構成には極めて有利 ・標準スパン <u>10～20m</u> ・純ラーメン架構形式が可能
基礎	・建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる	・比較的建物荷重が軽く、基礎に要するコストが安くなる
耐火性	・耐火構造とするのが容易	・準耐火構造とするのは容易だが、耐火構造とするためには耐火被覆等の工夫が必要
居住性	・遮音性能、防振性能に優れる	・音、振動等が伝わりやすいので工夫が必要
耐久性 (外壁)	・強度、耐久性能に優れている ・性能を維持するためには、仕上げ材のメンテナンスが必要	・耐久性に優れた外装材の採用が可能 ・性能を維持するためには外装材の仕上げ材、継目等のメンテナンスが必要
施工性 ・工期	・鉄筋型枠コンクリート工事等は比較的煩雑である ・プレキャスト梁採用の場合、多少工期が長くなる場合がある ・冬季は躯体の品質管理や養生に特段の配慮が必要	・工事現場での作業時間は短く、外壁等は乾式工法となるため工事工期は比較的短い ・使用する部材によっては、発注、製作に長期間必要となる場合もある
コスト比	○ 1.0（標準）	○ 1.0（現在の資材や建設費高騰によりRC造と同等又は割高になる可能性あり）

設備計画

■電気設備

- ・電力引込幹線は予備配管を考慮し、不測の事態に対策が可能なものを検討します。
- ・自家発電設備は長時間の電源途絶に対しても、非常電源の供給が可能な72時間以上の運転定格の設置を検討します。
- ・共用分電盤・動力盤はEPS内に設置し、安全性を図る計画とします。
- ・イニシャルコストとランニングコストとのバランスのとれた経済的なシステムを計画とします。
- ・積極的な省エネルギー機器の採用を検討します。
- ・採用する機器類は施設全体の統一性を図り、維持管理の容易性・耐久性に配慮した計画とします。
- ・共用部の照明の点滅は、リモコンスイッチとし、中央と手元から点滅が出来るように計画します。
- ・環境に配慮した低環境負荷電線(エコケーブル)の採用を検討します。
- ・地域住民に対し、騒音・光害等に配慮した計画とします。

■機械設備

- ・空調設備を適切に設置し、良好な室内環境へとなるよう整備を行います。
- ・冬期消防活動後の隊員への体調を考慮した暖房設備の設置を検討します。
- ・外気取り入れ口及び排気口の設置は、建物の開口等と調整を行い、ショートサーキットとならないよう配置します。
- ・外気取り入れはフィルターを介して導入するものとし、室内の清浄度を向上させる計画とします。

■災害対策への取り組み

- ・地震や豪雨等の災害発生時に災害対策活動が円滑に行える対策室を配置し、通信指令室を隣接させることで、災害等の発生と同時に、速やかに対応が可能となる空間配置とします。
- ・大規模な災害の際に、消防活動拠点としての機能を維持するため、電力等の確保が可能な計画とします。
- ・電力、通信、熱源、給水源の二元化や情報システムの構築を検討します。
- ・自家発電設備、サーバー室などは上階への設置を検討します。

配置案比較・検討

■配置案比較表

整備手順	配置図			
	A案	B案	C案	D案
出動	◎ 西側前面道路に直行	◎ 西側前面道路に直行	○ 西側前面道路に左折	◎ 西側前面道路に直行
訓練	◎ まとまったスペースを確保	◎ まとまったスペースを確保	◎ まとまったスペースを確保	○ 東西に分かれる
来庁	◎ 西前面道路に玄関	◎ 西前面道路に玄関(工事中は東)	◎ 西前面道路に玄関	◎ 西前面道路に玄関
周辺環境	○ 南北(集合住宅側)に居室	◎ 東西(道路側)に居室	○ 南北(集合住宅側)に居室	◎ 東西(道路側)に居室
居室環境	○ 北側に執務室、南北側に仮眠室	○ 東西側に執務室、仮眠室	○ 北側に執務室、南北側に仮眠室	○ 西側に執務室、東西側に仮眠室
期間	○ 工事期間がタイト(構造に制限の可能性あり) 指令室移転：令和7年度中旬	○ 工事期間が比較的余裕あり 指令室移転：令和7年度下旬	○ 工事期間が比較的余裕あり 指令室移転：令和7年度下旬	○ 工事期間がタイト(構造に制限の可能性あり) 指令室移転：令和7年度中旬
工事使用工費	○ 工事エリア外を利用	△ 出動・来庁動線が東側道路	△ 出動・来庁動線が東側道路	△ 一部工事エリア外が狭小(東西が分断)
費用	○ 標準	△ 割高	○ 標準	○ 標準
メリット	仮庁舎が不要	将来的な使い勝手がよい 工事期間が比較的余裕あり	仮庁舎が不要 工事期間が比較的余裕あり	仮庁舎が不要
デメリット	工事期間がタイト(構造に制限の可能性あり)	コストが割高 工事中の使い勝手が比較的良好でない	コストが割高 工事中の使い勝手が比較的良好でない	工事期間がタイト(構造に制限の可能性あり) 工事中の使い勝手が比較的良好でない
総合評価	○	△	◎	○

上記比較より、建物レイアウトは総合的に本計画に最も適すると考えられるC案で検討を行います。

配置計画・工事ステップ

■工事ステップ

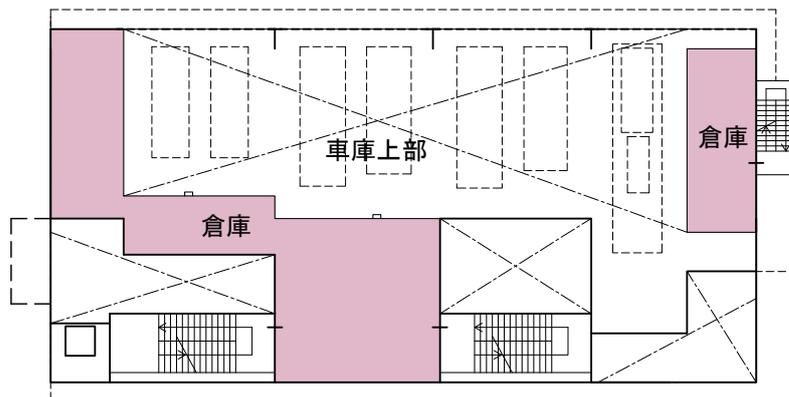


平面ゾーニング計画（イメージ）

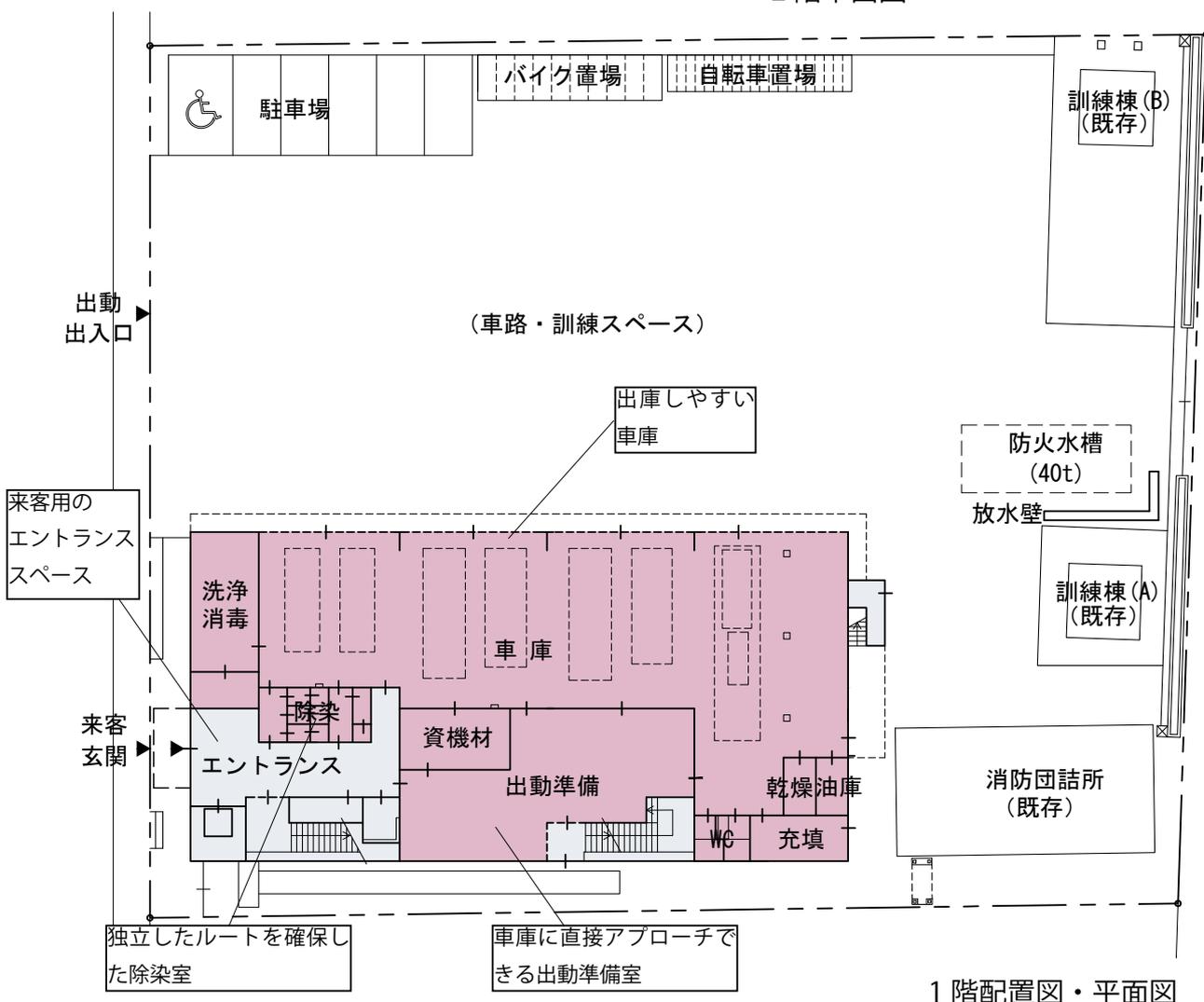
■平面計画（イメージ）

諸元表による必要諸室を元に平面計画（ゾーニング）のイメージを作成しました。1階は来客用エントランスと車庫関係諸室、2階は倉庫、3階は執務室エリア、4階は仮眠・休憩エリア、5階は指令センターとしています。来客、職員、出動動線をそれぞれで分けて、使い勝手が良く日常的な訓練や緊急出動に利便性のある庁舎とします。

※具体的な間取りはイメージを表しており、基本設計にて詳細を検討します。



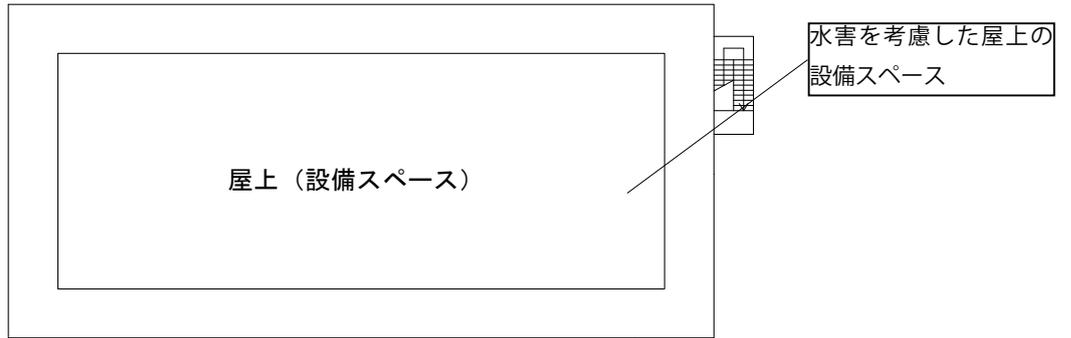
2階平面図



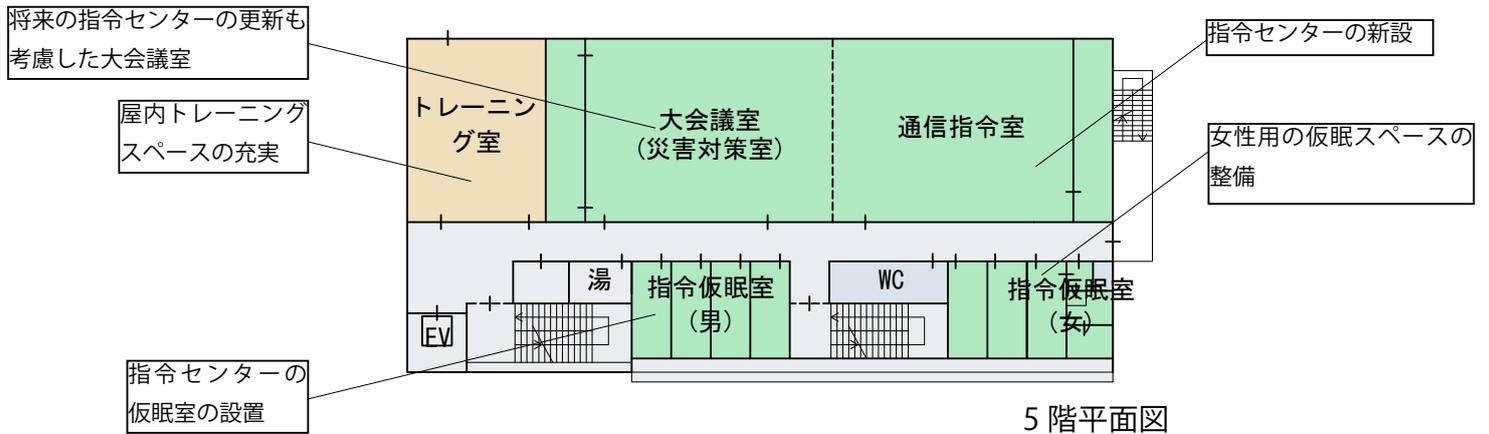
1階配置図・平面図

平面ゾーニング計画（イメージ）

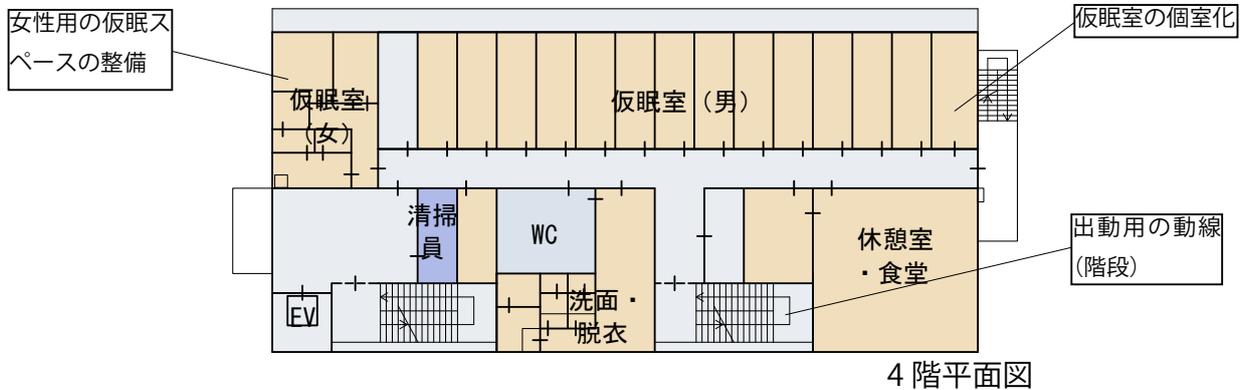
■平面計画（イメージ）



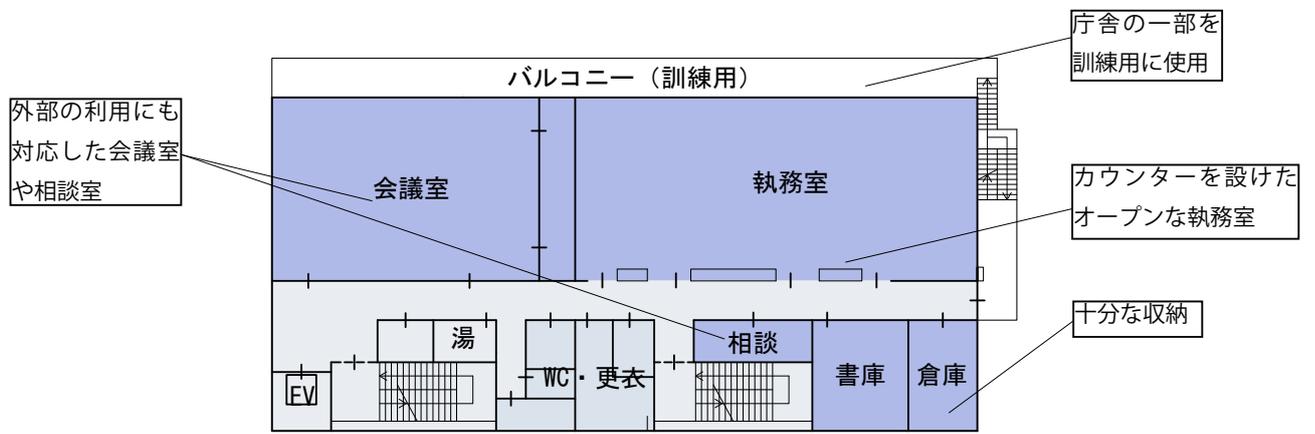
屋上平面図



5階平面図



4階平面図



3階平面図

補助金等及び事業スケジュール

■補助金等

庁舎の適正規模の算定に併せ、事業費の積算を行います。今後、具体的な計画を算定していく中で、庁舎の機能を具体化し、詳細に規模の決定をしていきます。それに基づき具体的な事業費の積算を行います。限られた財源の中での庁舎建設であることから、真に必要な機能を十分に精査し、機能性・効率性を重視して建設に要する費用の抑制を図ります。また、本事業の財源についても、補助金をはじめ有利な財源の活用を努めます。

■事業スケジュール (案)

本計画の策定後は、令和4～6年度途中までに設計を完了。令和6年度中に建設工事に着手し、令和8年度内に工事の完了と全施設の供用開始を目指します。

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
基本計画		↑								
基本設計		↑								
実施設計			↑							
車庫解体・新庁舎工事・旧庁舎解体								↑		
工事監理業務								↑		
地盤変動影響調査業務							↑		↑	
供用開始										●

添付資料

目次

戸田市消防署東部分署建て替え準備委員会設置要領.....	20
------------------------------	----

戸田市消防署東部分署建て替え準備委員会設置要領

(令和4年5月26日消防長決裁)

(設置)

第1条 戸田市消防署東部分署（以下「東部分署」という。）を建て替えることに関し必要な調査及び検討を行うため、東部分署建て替え準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建て替え工事に係る基本計画の策定に関する調査及び検討に関すること。
- (2) 建て替え工事に係る基本設計及び実施設計に関する調査及び検討に関すること。
- (3) 建て替え期間中の災害出場等に関する調査及び検討に関すること。
- (4) 東部分署建て替え後の車両、資機材及び人員配置に関すること。
- (5) その他東部分署の建て替えに関し必要な事項及び消防長からの指示事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は消防本部次長をもって充て、副委員長は消防署長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員（同じ所属の職員とする。）が代理として出席できるものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

6 委員長は、会議の経過及び結果を、消防長に報告するものとする。

(報告)

第6条 委員長は、第2条の事項が完結したときは、速やかに消防長へ報告書を提出するものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、前条の報告書が提出されるとき又は消防長から指示があるときまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年5月26日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、東部分署建て替え後の庁舎等が供用開始された日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

委員長	消防本部次長
副委員長	消防署長
委員	総務課長
委員	予防課長
委員	警防課長
委員	消防第1課長
委員	消防第2課長
委員	消防第3課長
委員	総務課主幹
委員	警防課主幹

※ 人事異動があった場合も、委員の職にある者を充てる。